# 中国における AI 生成物の著作物性及び権利帰属に関する一考察 ——テンセント Dreamwriter 事件から

李 瑜(\*)

本稿は AI が生成した文章が「著作物」に属すると認定した中国での最初判決であるテンセント事件を解説した上で、中国現行法で AI 生成物の著作物性及び権利帰属を考察するものである。本稿ではまず、AI の開発によって、弱人工知能・強人工知能・超人工知能三つに分けている。現状ではまだ弱人工知能の段階に留まっているが、この段階においてさえ、AI 生成物は、既に人間が創作したように見られる。テンセント事件によれば、外面的形式及び創作過程から総合的に AI 生成物の著作物性の有無を判断すべきと判断している。即ち、AI 生成物は「独創性」を有しているか否か、そして、「知的成果」であるか否かに基づいて判断される。これまでの先行研究により、AI 生成物の権利はプログラマー、プログラム利用者及びテンセント事件のように、法人作品として企業に与えるとした考え方が多数であるが、本稿では、一律に権利帰属を決定するべきではなく、AI レベルによって、権利帰属を決めることの可能性について検討し、最終的に、ビッグデータ保持者単独、または、ビッグデータ保持者を含む AI 生成の関係者とプロジェクト創案者の共同著作とすべきではないかとの結論を導いた。

#### 【目次】

- I はじめに
- Ⅱ 中国における AI による創作の現状
  - 1 Dreamwriter
  - 2 TikTokのAI 絵画
  - 3 AI 小氷(シャオアイス)
- Ⅲ テンセント Dreamwriter 事件
  - 1 事実の概要
  - 2 裁判所の判断
    - (1)著作物性について
    - (2)権利帰属について
- IV テンセント Dreamwriter 事件から見る中国に おける AI 生成物の著作権保護
  - 1 AI 学習用データの入力は著作権侵害になるか
    - (1)著作権者からの使用許諾
    - (2)中国版フェアユース(合理使用)
  - (3)法定許可使用
  - 2 AI 生成物の著作物性について
  - (1)創作主体の資格
  - (2)独創性の有無
  - (3)「知的結果」であるか
  - 3 AI 生成物の権利帰属について
  - (1) AI 生成物の権利帰属は重要性
  - (2)先行研究の考察

- (3) AI レベルによって権利帰属を決めるのは可能であるか
- 4 おわりに

# I はじめに

人工知能(Artificial Intelligence,以下は<AI>)は誕生した時から,人類の無限な空想と注目を得て,人たちは AI に対する態度は両極分化の現象を呈している。AI を活用することは科学技術の発展進歩に役に立つ一方で,人間の創作活動は,ますます成熟した AI に取って代わられることが恐れられている。

近年、インターネット、デイープ・ラーニング、データ・マイニングなどの技術の急速な発展とともに、AI技術や AI技術を活用した AI 産業も盛んに発展している。文学、芸術などの伝統的著作権分野でも、AIは「道具」としての使用だけではなく、関連コンテンツを自律的に生成することもできるようになった。AI技術を利用して、作詩や絵画、作曲、写真など、様々な領域でコンテンツを生み出しており、AIがすでに人々の日常生活に入り込んでいると言える(1)。また、AI は短時間で大量の成果物を作成することができるので、非常に効率の良いという長所もある。

<sup>(\*)</sup> 日本大学 法学部 国際知的財産研究所 研究員/日本大学 大学院法学研究科 私法学専攻 博士後期課程在学

<sup>(1)</sup> 吴漢東《人工智能生成作品的著作権法之問》,《中外法学》2020年第3期,第654頁。

しかし、AI技術の発展に従い、「AI生成物」と言わ れる新しい生成物については、著作権法上どのように 取り扱うかが、各国において、近年、大きいな問題と なっている。中国は AI 大国として、毎年、数多く AI が生み出されており、「中国人工知能業界市場現状及 び発展分析」によれば、2020年、中国の AI 産業にお ける市場規模は1000億元を突破する見込みであり、 医療, 金融, IT, 教育, 交通, 文化, 体育, セキュ リティなど幅広い産業分野で、AI 市場が形成されて いる<sup>②</sup>。そのため、「AI 生成物」の著作物性及びその権 利帰属が広く議論されている。多くの学者は、AI生 成物は外面的形式において、一定の独創性の要件を満 たしていれば、中国著作権法上の著作物として認めら れ、法人著作物制度を参考にして、AI プログラムの 所有者または利用者に権利を与えるべきであると主張 している。一方、そもそも著作権制度は人間を中心に 構成されており、AIによる「創造」という文脈では、 AI が生成するコンテンツのプロセスに人間が関与す ることは少なくなり、AI が生成する作品の人間的要 素は次第に薄められることになる。従って、少数派で はあるが、AI 生成物に著作権を与えることは、人間 を中心とした著作権制度に大きな法的課題、価値衝突 をもたらすことになると主張する学者も存在する(3)。 このような対立がある中、急速に発展する AI 技術の 下では、AI生成物に関連する著作権法上の諸問題は、 早急に解決する必要がある。

本稿では、AI技術の発展の現状を踏まえ、AIが生成した文章が「著作物」に属すると認定した中国での最初の判決であるテンセント Dreamwriter 事件を解説した上で、AI生成物に関わる重要な著作権上の諸問題を検討する。

## Ⅱ 中国における AI による創作の現状

人工知能(AI)という言葉が、初めて世に知られたのは1956年の国際学会であり、計算機科学者のジョン・マッカカーシー(John McCarthy)氏が命名したとされる。その後、AI 技術の発展はブームと冬の時代が交互に訪れてきたとされ、ビッグデータ、学習機械、ディープ・ラーニングの3つの要素を下支えに、現在は、第三次のブームとして脚光を浴びている(4)。一般

的に、人工知能のレベルは、以下の表記に示すように、 3つに分類が可能である。

レベル	主な技術
弱人工知能	・コンピュータによる「推論」や「探索」
(Artificial Narrow	が可能
Intelligence/ANI)	・特定の問題に対して解を提示できる
強人工知能 (Artificial General Intelligence/AGI)	・収集した情報やデータを選択・分析 し、専門家の判断を代行する ・人間と同じように自立的に考え、判 断することができる
超人工知能 (Artificial Super Intelligence/ASI)	・ほとんどすべての領域で,最も優秀 な人間の脳よりもはるかに頭が良い ・AI が自ら学習し推測する

(表1)

第一レベルは弱人工知能で、コンピュータによる「推論」や「探索」が可能となっており、このレベルの人工知能は人間が設定したルートに従い、特定の問題に対して解を提示することができるが、自律的な創作行為がなく、任務を完成している。例えば、Siriに声で話しかけると、カレンダーにスケジュールを追加してくれたり、電話をかけてくれたり、最寄りの人気レストランを探してくれたりすることができる。Siri以外にも、Google 音声検索・操作(Android、iOS、Web対応)、マイクロソフトの「Cortana」、Yahoo!の「音声アシスト」などがあり、音声で検索・操作できるサービスが次々始まっている。

第二レベルの強人工知能は、もう人間のように自立 的な考え能力を有していて、収集した情報やデータを 選択・分析した上で、専門家の判断を代行することが 可能となっている。

第三レベルの超人工知能に関しては、オックスフォード大学の哲学者であるニック・ボストロム氏 (Niklas Boström) は、超人工知能を「科学的イノベーション、一般知識、社会的スキルなど、ほとんどすべての領域で最も賢い人間の脳よりもはるかに賢い」と定義している。当該レベルの超人工知能は、かなり高度な自己学習・分析能力があって、当該レベルであれば、物理学者スティーブン・ホーキング博士が予言したように、人工知能が人間を追い越し、取って代わるかもしれない(5)。

現在の技術は、まだ弱人工知能の段階であるという のが学界の一般的な認識であり、弱人工知能が活用さ

<sup>(2)</sup> 分部 悠介, 共 捷, 周 婷「AI 関連技術及び AI 生成物の知財保護に関する中国での最新トピック」パテント誌 74 巻 9 号 (2021 年) 29 頁

<sup>(3)</sup> 楊利華《人工智能生成物著作権問題探究》,《現代法学》2021 年 7 月第 43 卷第 4 期,第 102 頁。

<sup>(4)</sup> 総務省「情報通信白書」 (平成 28 年版) 第 1 部. 235 頁。

<sup>(5)</sup> 羅建《論人工智能生成作品著作権保護——以騰訊状告"网貸之家"著作権紛糾案為例》、《法制与社会》2020年3月(下),第43頁。

れた代表例として、音声認識、顔認識などの画像認識、 言語翻訳・変換、ニュース記事作成が列挙される。

では、AI はどのようにコンテンツを作っているであろうか。AI がコンテンツを生成する過程としては、学習用データを入力して、学習要プログラムを使ってAI に学習させ、学習済みモデルを作成して、成果物としてコンテンツ生み出すという流れである(図1)。

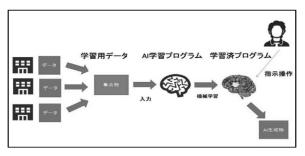


図 1 (出典:情報の科学と技術 68 巻 12 号, 580 ~ 585 < 2018 > )

創作的な活動をする AI は、現在、インターネットなどで広く公開されている。以下に、いくつかの AI 技術を活用した中国の事例を紹介する。

## 1 Dreamwriter

Dreamwriter は、テンセント社が開発した中国初の 新聞記事を作成するロボットである。毎年30万篇ぐ らいの経済・スポーツ・技術などに関連する新聞記事 を自動的に作成している。

# 2 TikTokのAI絵画

最近、中国の TikTok では AI 絵画が話題になっており、若いユーザーの間に人気がある。具体的には、自分が好きな写真一枚を選択してアップロードすると、その写真に顔が映っているか否かとは無関係に、AI がその写真を漫画風にして画を描くことができる。また、図 2 と図 3 が示したように、任意の写真を一枚入力してアップロードすると、全く想像できない絵が生成されるといったサービスも提供されている。



図2 原写真



図3 AIが描いた絵

# 3 AI 小氷(シャオアイス)

シャオアイスは、マイクロソフト中国が開発したロボットである。シャオアイスは、作詩、作曲、作画などの創作活動を行っており、人気が非常に高く、シャオアイスのウェイボーアカントのフォロワー数は520万を超えており、ユーザー数は全世界で6億6000万人にも達している。

SF 作家の劉慈欣氏は、「シャオアイスの詩を匿名の詩人の作品と混ぜるという実験が行われたところ、多くの読者は、どれかシャオアイスが作ったものかはっきり区別できなかった。さらに改善すれば、より良い詩が書けないわけがない。今後コンピュータはさらに改善され、人間の創作の考えに近づくだろう」と述べている。

その他にも、上海にある AI 食堂、清華大学の開発した作詩 AI「微微(ウェイウェイ)」、HIFIVE 社の開発したシャオハイなどの AI ロボットも近年、注目を集めている。そのような AI を取り巻く社会情勢の中、上述した Dreamwriter を利用した新聞記事に関し、著作権侵害事件が中国で発生し、裁判所が、AI 生成物の著作物性及び権利帰属に関し、正面から判断する事案がなされた。テンセント Dreamwriter 事件である。以下、事案の詳細を解説する。

# Ⅲ テンセント Dreamwriter 事件<sup>(6)</sup>

# 1 事実の概要

この事件の原告は騰訊計算機系統有限公司(以下,原告という)であり、被告は上海盈訊科技有限公司(以下,被告という)である。

原告の関連会社である騰訊科技(北京)有限会社(以 下,権利者という) はデータとアルゴリズムに基づく 文章作成支援システムであるコンピュータ・ソフト ウェア「Dreamwriter」を独自開発し、2015年に [Dreamwriter]のプログラムを完成し、2019年には [Dreamwriter | のプログラムに関して《著作権登録証 明書》を取得した。原告は、権利者から非専用的な使 用許諾を受けて、Dreamwriter の使用権を有している。 2018 年 8 月 20 日, Dreamwriter は経済に関するニュー スを収集し、開発者の学習プロセスに従い、およそ2 分後,経済指標に関する「午後の論評:上海総合指数 は 2671.93 ポイントで 0.11%の小幅上昇、通信事業、 石油採掘等のセクターが上昇を牽引」という文章を生 成し、原告証券の Web ページ上に掲載した。この文 章が掲載された Web ページには「本文は、テンセント のロボット「Dreamwriter」により自動で執筆されたも のである」と記載された。

当日、被告は、原告の許可を得ずに当該文章をコピーし、自社の「オンラインローンの家」という Webページで当該文章をそのまま掲載し、文末には、原告と同様に「この記事はテンセントロボット Dreamwriterが自律的に執筆したものである」と、説明していた。

その後、原告は被告人の行為が著作権侵害になると主張し、深圳市南山区人民法院に訴訟を提起した。口頭弁論において、被告人は原告が述べた事実を認めたが、原告適格、即ち、AI生成物の著作性及び権利帰属に対し、争った。

従って、この事件の主な争点は、(1) AI 生成物は著作物として認められるか、(2)著作物として認定できる場合、その権利は誰に帰属するかである。

## 2 裁判所の判断

# (1)著作物性について

中国著作権法2条(旧法)は、「この法律にいう「著作物」とは、文学、芸術、科学の分野における知的成果で、独創性があり、何らかの有形の形態で複製することができるもの」と規定している。従って、当該文章が著作物に該当するか否かについて、文章の独創性の

有無を判断する必要がある。

裁判所は、文章の独創性の有無を判断する際に、二つのステップを踏まえて判断を下した。第1ステップは、文章が独自に創作されたもので、その外面的表現形式において、既存の作品とある程度の差異を有しているか、或いは最低限の独創性を備えているか否かである。裁判所は「本件の係争文章は、原告の管理する創作チームが Dreamwriter を用いて生成されたものである。その外面的表現形式は、文字作品としての形式要件を満たし、その内容は、当日午前の株式市場の情報、データの選択、分析、判断を反映しており、文章構成は合理的で、ロジックも明確であるため、一定の独創性があると認められる。」と判断した。

第2ステップでは、文章の生成過程から創作者の独自の選択、判断及び技術などが反映されているか否かを分析する。その際、著作権法3条(旧法)の規定に基づき、具体的に創作行為に属するか否かを認定するにあたり、この行為が知的活動に属するか、及び、この行為と作品の特定の表現形式との間に直接的な繋がりがあるか否かを考慮しなければならないとしている。

生成過程を見ると、係争文書の生成は、主にデータ サービス、触発と執筆、AIによる校正及び AIによる 文章発表の4段階で構成されている。そのうち、デー タ類型の入力とデータフォーマットの処理、触発条件 の設定、文章構造のテンプレートの選択とコーパスの 設定, AI による校正アルゴリズムモデルの学習などは, 全て原告の管理する創作チームが選択し、調整したも のである。係争文章の創作過程と通常の文字作品の創 作過程との違いは、原告の管理する創作チームが係争 文章の生成において行った関連の選択及び調整と、係 争文章の実際の作成との間に、一定の時間差が存在す ることにある。裁判所は、係争文章の同時性の乏しい この特徴は、技術的アプローチ又は原告の使用する ツール自体が備えている特性によりもたらされたもの であり、原告の管理する創作チームの行った上述の選 択及び調整は、著作権法に定められる創作に関する要 件を満たしているため、係争文章の創作過程に含まれ るべきであるとの見解を示した。

原告の管理する創作チームがデータの入力, 触発条件の設定, テンプレートとコーパススタイルに対して行った取捨選択と調整は, 係争文章の特定の表現形式と直接繋がりがある知的活動に属している。

生成過程全体からみると、Dreamwriter が本件記事

<sup>(6)</sup> 案件番号:(2019) 粤 0305 民初 14010 号

を自動生成した2分間の時間を創作過程とみなすならば、確かに人間の関与はなく、コンピュータ・プログラムが確立したルール、アルゴリズム、テンプレートを実行した結果にすぎないが、Dreamwriterは、何の理由もなく又は自分の意識で自律的に動作するわけではない。その自律的な動作は、原告の選択を反映したものである。

もし、Dreamwriterがした自律的な行動を創作過程と見なすと、ある意味でコンピュータ・プログラムを創作の主体として扱うことになり、客観的事実とは一致していない。そのため、係争文章の生成過程から分析すると、この文章の表現形式は、原告の管理する創作チームの独自の調整と選択によって決定されたものであり、その表現形式は唯一でなく、一定の独創性を有するものである。

以上の理由で、裁判所は係争文章の特定の表現形式 及び創作チームの行った独自の判断と選択並びに Dreamwriterによって技術的に「生成」された創作過程 はいずれも著作権法の文字作品の保護条件を満たす、 つまり、著作権法2条第2項に定められる文字作品に は独創性を有しなければならないとの要件に合致する と判断し、これに基づき、係争文章は、中国の著作権 法が保護する客体に属すると認定した。

#### (2)権利帰属について

係争文章は、原告が率いる多チーム、多人数が分業して形成した全体知力創作で完成した作品であり、全体は原告が株式評価総説類の文章を発表することに対する需要と意図を体現し、原告が率いて創作した法人著作物である。従って、その権利は、Dreamwriterの権利者ではなく、権利者から非専用的な使用許諾を受けた原告である騰訊計算機系統有限公司に帰属すると判断した。

# N テンセント Dreamwriter 事件から見る中国における AI 生成物の著作権保護

テンセント Dreamwriter 事件は、地方の裁判例ではあるが、中国で初めて AI 生成物の著作物性を認定した事件である。この事件の前に、中国での AI に関する初の紛争である北京菲林法律事務所と北京百度網訊科技有限公司との間の著作権侵害紛争案件(\*)では、係争対象の AI 生成物は一定の独創性を有すると認められるが、紛争時の著作権法では、著作物性を認定す

るためには、人間が創作し完成させることが求められていた。係争対象の AI 生成物は人間が創作したものではなかったため、独創性を有するとしても、著作権法上の著作物として認定できないとの判決があった。つまり、著作物は人間が創作したものでなければならないことを理由として、AI 生成物の著作物性を否定するとの判断であった。

では、具体的にどのように AI 生成物を取り扱うことが適切であるかとの問題について、中国著作権法には、明確的な規定が定められておらず、関連判例も少ない。以下は、中国における AI 生成物の著作物性及び権利帰属を中心に各学者の論点を述べながら、考察を試みる。

# 1 AI 学習用データの入力は著作権侵害になるか

AI 生成物の著作物性及び権利帰属を検討する際には、学習用データの入力は違法行為であるか否かについても考慮しなければならないところである。

上述の通り、AI が結果物を作るために、人間が入力したデータに基づいて学習する過程が存在し、その大量のデータの中には他人の著作物を含んでいる可能性が高い。そこでの他人の著作物の利用は、著作権者の許諾を得ずに著作物を複製することになるため、合理的な使用になるかあるいは権利侵害になるかが問題となる。

AI コンテンツの生成過程として、学習用プログラムは大量の学習用データを読み込む必要があり、データ入力がなければ、プログラム創作もできなくなる。著作権法上、他人の著作物を合法的に利用する場合、以下の3つが考えられる。

# (1)著作権者からの使用許諾

著作権者から使用許諾を得ることで一切の法上の問題は解決するが、AIの創作行為をうまく進行するためには、数多いデータを学習素材とする必要がり、それぞれの著作権者に使用許諾を取得するのは実質上困難であり、取引コストも高い。また、AIが創作したものが著作物として認めたら、権利帰属の分配も複雑となり、データ保持者全てに著作権を発生する恐れがある。

## (2)中国版フェアユース(合理使用)

確かに、合理使用規定によって、ある程度の著作物 は権利者の許可を得ずに、自由に利用することができ、 学習データの入力が合法的になりうる。しかしながら、

<sup>(7)</sup> 案件番号:(2018)京 0491 民初 239 号

伝統的な合理使用制度は自然人対象を中心に創設されたものである。そのため、人間学習とプログラム学習は両方とも創作を目的にデータ受けているが、プログラムは人ではないという理由から、AIに学習させることは適用除外といったことも指摘される。しかし、この指摘に対しては、AIに学習させること目的したことのみを理由として、合理使用の範囲から除外すべきといった指摘は、法の適用が、あまりにも厳格過ぎるのではないかと考える。

#### (3)法定許可使用

上記以外にも、法定許可使用制度を活用して、著作権者に一定の報酬を与えることを前提として、データ入力は著作権者の許可を持たせずに著作品の使用することができるとの考え方も存在している®。個々の著作権者と使用許諾の金銭交渉をしないで済むため、負荷を考えるといい方法であるとも思えるが、学習用データの量を考慮すると、一定額とはいえ、かなり高額な支払いが予想されてしまう。

三つの点の総合的に比較した場合,合理使用制度の適用が適切であると考えられる。その理由は、中国の新改正著作権法 24 条<sup>(9)</sup>は、権利制限の範囲に新たな制限を加え、法定の状況リストに一般条項を追加し、データ・マイニングに十分な制度的余地を残しているからである。

# 2 AI 生成物の著作物性について

改定された著作権法3条により、「著作物」とは、文学、美術及び科学分野において、独創性を有し、かつ一定の形式で表現可能な知的成果であると規定されている。従って、AIが生成したコンテンツが著作権法上の著作物に該当するかどうかは、生成されたコンテンツが独創性を有しているかどうか、「知的成果」と認定することができるかどうかがポイントになる。

中国における AI 生成物の著作物性について,肯定 説と否定説と両立している。肯定説により, AI 生成 物は外面的形式において,最低限の独創性の要求を満 されれば,著作権法上の著作物と認められる。それに 対し,否定説は,伝統的な著作権理念から,著作物の 創作主体は自然人でなければならないとされ,自然人 ではない AI による生成物の著作物性は認定すべきで はないというものである。また、AI 生成物の生成過程から鑑みると、AI 生成物はアルゴリズムやルール、テンプレートを適用した結果とみることができるため、同質性が高く、創作の余地がなく、創作者の個性が反映されないため、著作物の独創性要件を満さない<sup>(10)</sup>とする見解もある。

二つの学説を比較して、AI 生成物の著作物性を判断するには、創作主体の資格、独創性の有無及び「知的成果」であるか否かを踏まえて総合的に判断すべきと考える。そこでこれらの3つの基準について、以下に考察を試みる。

#### (1)創作主体の資格

否定説では、議論になっているのは、AI が自然人・ 法人ではなく、著作権法上の主体資格を取得すること はできないことである。

哲学的考え方として、著作権法上の作品は、作者の意志と人格を反映しており、哲学者であるヘーゲルも「知的、芸術などは内部的な精神物であり、作品が作者自身の精神を中心に創造したもので、本質的に作者の独創性を表現することができる」(11)と指摘している。また、著作法13条第3項の規定により、創作行為の基準については、自然人や自然人の集団、すなわち法人を含めて、著作者にはそれぞれの主観的特徴がある。一般に、著作者とは、創作能力を有し、創作活動を行い、創作的成果を生み出す自然人を指しているが、法律で特に規定されている場合には、「法人または非法人機関が主宰し、法人または非法人機関の意思を代表して創作され、かつ、法人または非法人機関が責任を負う著作物については、法人または非法人機関が著作者とみなされる。」とされている。

ディープ・ラーニングに基づく人工知能による自律 学習・自律考え・自律的な成果物の輸出の過程は、あ る意味で創造物であるように見えるが、著作権法の枠 組みでは主体として認定することはできない。人工知 能は自然人や法人の意思能力を持たず、人間のように みえる「アルゴリズム創造」は機械学習の結果物であり、 その知的なアルゴリズム行動は人間の理性的、感情的 な意思行動とは異なる。人工知能は独立財産や独立責 任能力を持たず、著作権紛争があったら、結局的に責

<sup>(8)</sup> 吴漢東《人工智能生成作品的著作権法之問》,《中外法学》2020年第3期,第658頁。

<sup>(9)</sup> 著作権法24条第1項「次の各号に掲げる場合には、著作権者の許諾を得ることなく、また、その著作権者に報酬を支払うことなく、著作物を使用することができる。ただし、著作者の氏名または名称、著作物の題号を明示しなければならない、また、その著作物の通常の利用を妨げてはならない、かつ、理に反して著作権者の適法の権益を害してはならない。

<sup>(</sup>十三) 法律, または行政規則が定めるその他の場合」

<sup>(10)</sup> 王遷《論人工智能生成的内容在著作権法中的定性》,《法律科学(西北政法大学学報)》2017年第5期,第150~151頁。

<sup>(11)</sup> ヘーゴル 《法哲学原理》, 范揚,張企泰訳, 商務印書館 1961 年版,第70~82 頁。

任を負う対象は人間になる。

そして,将来知的財産法の発展から考えると,もと もと知的財産法制定の目的は,発明者・作者に権利を 付与することにより,新たな技術や作品などを生み出 し,産業の発達と文化の発展に寄与することである。

現在技術の急速な発展とともに、 著作物の無断使用 が容易になっており、著作権がなければ、創作者の権 利と利益を保護することは難しく、誰でも関連する知 的活動に投資しようとしないであろう。従って、著作 権を付与することによって知的活動に対する期待報酬 を高め、創作活動に対する継続的なインセンティブを 与え、著作物の拡散などの社会的なプラス効果を実現 することが必要である(12)。人間の著作者に著作権を付 与することは、著作者が本来持っている潜在能力を主 観的に刺激し、より優れた作品を生み出すことができ る。しかし,AI は短時間で大量な作品を生成するこ とができ、全ての生成物に権利を付与すると、人間創 作のインセンティブが低くなると考えうる。AIの作 品生成能力を決めるのは、機械の主観的な心理状態で はなく、科学技術やインフラなどの客観的な条件であ り、機械に道徳的・物質的なインセンティブを与えよ うとするのは現実的ではない。AIを著作権の対象に することは、実質的なインセンティブ効果がなく、著 作権法本来の意図とは逆になっている(13)。

以上の論述により、確かに AI が創作主体であると認定するのは困難である。しかしながら、AI 技術が既に人間の日常生活に浸透していて、幅広い分野でAI 技術が活用しており、AI 生成物の著作物性を認定した判例も確実に存在している。従って、AI は論理的に考えれば創作主体ではないが、AI 生成物の著作物性を認めるとの判断には問題はないと考える。今のAI 生成物は人間による創作物より優れているものもあり、創作主体の原因で、全ての AI 生成物の著作物性を否定するのは過酷と考える。

# (2)独創性の有無

著作権法で保護される著作物は、独創性が要求される。そのため、AIが生成した著作物の場合、著作権法で保護されるためには、著作権法上の独創性を有している必要がある。「独創性」は作品の基本的な要件の一つであるが、法律では、具体的な判断基準が明確的に規定されていない。

現在、AIが生成したコンテンツは独創性があるか否かを判断する際には、学界では主に二つの見解がある。一つは、主観的な基準に従い判断すべきというものである。人工知能は人間が事前に決められたルールに従ってコンテンツを生成するという過程には、AI自身が自律的な考えと創作行為がないため、同じデータを素材として、確立されたルールに基づいて生成されたコンテンツは同一または類似している可能性が高い。そのような生成物は個別の特徴を持たないため、独創性がないと考えられる。もう一つは、客観的な基準を適用して、独創性の有無を判断すべきというものである。生成物は誰が作られたのか、どのように作られたのか考慮せずに、最終生成物を直接見て、今までの作品と比べ、新たなところがあれば、独創性があると考えられる(14)。

また、前述したテンセント Dreamwriter 事件の判決文により、AI 生成物の外面的形式と生成過程の両方とも考慮すべきであるという考え方もある。

私見として、AI 生成物の独創性の有無を判断するには、以下の3 要素を考慮すべきであると考える。

① AI 生成物は外面的形式から見て,最低限の独創性の有無

著作物の独創性は、「その著作物が作者自身の創作であり、他の著作物から全くコピーされていないこと」を意味している(15)。人間作品とAI作品の独創性を判断する基準は同様とすべきであり、別途基準を設けるといった厳しい要件を課すまでもなく、独創性の条件を備えていると見なすべきである。AI がコンテンツを作成するには、学習プログラムが数多いデータを選択した上で、自ら分析し、その結果物は人間が予想できないものとなることが多い。このような生成物は思想または感情の表現ではないが、ある程度 AI の「個性」が発揮していると考えられ、最低限の独創性が有していると認めるべきである。

# ② AI 生成物の社会評価

独創性は抽象的な概念であり、ある人の成果が他の人の成果と同じ或いは類似の構成であれば、その単独性(著作)、初創性(発明)、区別性(商標)は成り立たない。例えば、発明が特許になるか否かの判断において、「当業者」の判断が重要な一要素である。そこでの当業者の判断は著作権法において、社会評価と同等である

<sup>(12)</sup> 楊利華《人工智能生成物著作権問題探究》,《現代法学》2021年7月第43卷第4期,第108頁。

<sup>(13)</sup> 李暁宇《人工智能生成物的可版権性与権利分配刍議》,《電子知的財産》2018年第6期,第34頁。

<sup>(14)</sup> 周若瑋《人工智能生成内容的著作権法保護探究》,《対外経貿》2021年第9期. 第71頁。

<sup>(15)</sup> 世界知的財産組織《知的財産縦横談》,世界知的財産出版社 1992 版,第 21 頁。

と考えられる。AI 生成物の独創性の認定に関しては、思想表現の外観上、「AI 作品」と「人間作品」との差異を識別することは困難である。つまり、創作者の身分は著作物が保護される構成条件ではなく、著作権法が考慮すべきことは、まず、AI 作品が他人の作品に比べて、実質的な相似がないこと、そして、その上で、一般公衆は AI が作成したものを著作権法上の作品としてみなすことである。作品を創作して、この作品の意義や伝えたいことは人間のみ感知できるので、AI 生成物は社会的に作品と評価できれば、独創性を有していると認定すべきである。

# ③ AI 生成物の生成過程における、人間人格の反映

AI 生成物は機械学習により作成されたものなので、その成果物が人間作品のように直接的に思想と感情を示すのはできないので、生成過程では人間のような人格が反映できれば、独創性を認められるといえる。テンセント Dreamwriter 事件の判決より、AI は人間が制定したルールに基づいて、自律的な判断がなくでも、この創作過程に学習用データの選択は人間がしていることから独創性が認められた。言い換えれば、AI 生成物の生成過程には人間参与があることによって、AI 生成物はある程度、人間の人格を反映していることになる。

#### (3) [知的結果] であるか

AI 自身が人間の生活がもっと便利になるために創造した知的成果であり、AI が成果物を作るには、人間の指示に従って人間の思想を模倣している。このような生成したものは知的成果の属性があると考えられる。また、AI は、人間が入力した記号が表す文化的な意味を理解することはできないが、これらの記号が創り出す規則である人間の思考論理に基づいてコンテンツ生成活動を行うことができ、その生成内容は人間の知的成果物と外観上ほとんど相違がなく、読み手に正しく理解されるため、知的成果物として認定できるはずである。

# 3 AI 生成物の権利帰属について

## (1) AI 生成物の権利帰属は重要性

近時 AI が非常に話題となっている原因は AI が短時間内で大量なコンテンツを生成することができ、将来、人間に代わって知的生産を行うことが予想されるためである。AI に関しては様々な社会的な影響が論じられているが、ここで一番問題となるのは AI 生成

物の権利帰属である。

AI が生成した著作物には豊かな市場経済的利益が 含まれており、著作権制度を通じて適時かつ合理的に 配分されなければならない。そうでなければ、利益の 分配が明確ではないため、AI 著作物の侵害と所有権 をめぐる紛争が頻発することになる。紛争が多発すれ ば、著作物の利用・普及に高いリスクをもたらし、著 作権市場秩序の安定に影響を与える。例えば、著作権 の帰属が明確でない AI 生成著作物は、新しいタイプ の孤児著作物、無主著作物となり、著作者不明の著作 物が大量に出現する可能性があり、著作権市場の標準 的な運営に資さず、既存の著作権市場秩序に一定の影 響を与える(16)。従って、AI 生成著作物の著作権帰属 を明確にしてその利益の分配ルールを決め、著作権市 場の安定した運営と良好な品質を確保することが必要 である。そのため、著作権市場の安定的な運営と健全 な発展を図るため、AI で生成された著作物の著作権 帰属を明確にし、利益配分のルールを決める必要があ る。

また、AIによる作品制作の過程においては、AIの プログラム開発者、アルゴリズム育成者、端末操作者 が、それぞれ程度の差こそあれ、創造的な知的労働を おこなっている。著作権を付与することにより、これ らの権利者の知的労働に相応の報酬を与えることがで きるため、権利者の AI による著作物をもっと生み出 さそうという意欲を大きく高めることができる。同時 に、著作権の付与は、関連主体の AI 技術の改良・改 善への潜在的な意欲をさらに刺激し、AI の創造能力 の継続的な向上につながり、より質の高い AI 生成作 品の誕生を間接的に促進することになると考えられる。 北京菲林法律事務所と北京百度網 訊科技有限公司と の間の著作権侵害紛争案件(17)において、中国の裁判 所が AI 生成著作物をパブリックドメインとすること に反対したのは、AI 生成著作物の著作権を保護し、 著作権の所有権を確認する見解を反映したものである。 従って、関連する権利者の知的創造力を刺激し、より 質の高い著作物の創作と普及を促進するためには、関 係する主体の権利と利益が適切に保護されなければな らない。

関係する権利者の知的創造力を刺激するとともに, 人工知能の開発への投資の重要な役割にも留意する必要がある。急速な技術発展と大規模な経済の状況下で

<sup>(16)</sup> 易継明《人工智能創作物是作品吗?》,《法律科学(西北政法大学学報)》2017 年第 5 期,第 143 頁。

<sup>(17)</sup> 案件番号:(2018)京 0491 民初 239 号

は、創造的活動、特にコンピュータ・プログラム開発 のような大規模な活動を伴うものには、多額の投資が 必要となっている。このような現実は、著作権の帰属 に関する著作権法にも影響を及ぼし、著作者の保護か ら投資家の保護へと移行する傾向がある。人工知能開 発も例外ではなく、人工知能開発への機関投資家や個 人の投資を呼び込む。そして、それにより、より質の 高い人工知能生成物の生産を促進するためには、投資 家の利益を確実に保護することが重要となる。

なお、AIが生成した作品は、人間が生成した作品 と比較して、効率的で品質も安定しており、人間が生 成した作品との競争において優位に立つことができる。 AI が人間の知能をシミュレートする技術が成熟する につれて、AIが生成した作品に明確な著作権保護が ない場合、著作権の帰属先が不明瞭となる。AI生成 物の権利帰属が明確でないとなると、AI 生成物に対 する使用料の支払いが不要となることも考えられ、コ スト面を考慮して、人間が生成した作品の使用を断念 し、AI生成物を使用する傾向が強くなると思われる。 膨大な数のAI生成著作物は、「悪貨が良貨を駆逐する」 現象をもたらし、その結果、より人間的精神的価値の 高い人間の創作した著作物が公共の利用範囲から排除 され、最終的にはほとんどの人間の著作者が創作意欲 を失い、あるいは市場から追い出されることになるだ ろう(18)。社会におけるあらゆる合理的な人間が、著作 権がないために AI 生成著作物に関わる費用を負担し たくなくなったとき、その著作物は、「著作権のない 著作物 になる。社会におけるすべての理性的な人間 が、人工知能が生み出すものと比べて予想される損失 を被ることを望まなくなり、作品を作ることを諦める 選択をしたとき、人間の心からの真の表現は特に希薄 になり、自分の精神世界や内的感情との外部化、感情 の同一性や共感を求めることはほとんど不可能になる であろう。このような事態を防ぐために,AI が生成 した作品は著作権法で保護されるべきであり、著作権 の帰属に関する制度の設計や整備が早急に必要である。 このように、AI 生成物の帰属はどのように定めら

れるかは重要である一方、慎重な検討を要する課題で もある。

## (2)先行研究の考察

AI が生成したコンテンツの権利帰属について、 種々の提案がなされている。例えば、「算術創造」の意 思表示、「機械工作 | の生成メカニズム、実質的貢献の 原則、利益衡量の理論など、様々な側面から客観的に ある行為を行ったものに帰属させる考え方や、柔軟に ケースバイケースで帰属主体が変わるという考え方で ある。さらに、もっとラディカルなものとして、AI 自身が多量のものを創作していて、AIそのものに権 利を与えるべきであるという考えがある。

そして、AI 生成物が著作物として認定できるとす る論者の多くは、作品を生成するには、AIと人間の 両方ともに生成物への一定の関与度があり、そのため、 人間も作品に貢献していると認められる。そこで, AI 生成物の権利帰属は法人著作物制度を参考して、 当該著作権は AI プログラムの所有者又はその利用者 に帰属するとの考えである。

資金投資の観点から見ると、AI 生成物は、投資家 の「非創造的」なインプットによって生み出されるもの であり、その利益は関連する法制度における保護の焦 点となるべきである。広義の著作隣接権の対象には、 アイデアの表現を有するが著作物を構成しないコンテ ンツが含まれている。従って、法律は AI 生成物に一 定の保護を与えるべきである。同時に、人間の著作物 と AI 生成物の法的保護の違いを反映させるべきであ る。すなわち、AI 設計者であるいわゆるプログラマー の権利は、投資者の利益を保護するために存在する隣 接権であるAI生成物の権利と区別されるべきであ ろ(19)

しかし、一方で、以下に示す理由により、プログラ マーも含め、AI生成物に関係がある者が共同著作者 になるという考え方もある。これらは AI のレベル等 を含めた状況に応じて柔軟に帰属を決めるべきと考え る。

# (3) AI レベルによって権利帰属を決めるのは可能であ

上記の先行研究の考え方について、どちらも一定の 説得力があるが、今後の技術の発展により、将来、超 人工知能段階に到達する可能性があり、AI が人間に 代わって知的生産を行うとすると、AI 生成物の権利 帰属についても様々な状況を考慮しなければならない。 従って、AI レベルの異なる人工知能すべてに同様な 権利帰属規定を適用するのは適切ではないと考える。 そこで、人工知能のレベルによって権利帰属を決める という考え方の可否について、以下に私見を述べる。

<sup>(18)</sup> 孫山《人工智能生成内容的著作権法規制——基于対核心概念分析的証成》、《浙江学刊》2018 年第 2 期, 第 119 頁。

<sup>(19)</sup> 許明月,譚玲《論人工智能創作物的隣接権保護——理論証成与権利安排》,《比較法研究》2018 年第 6 期,第 42 ~ 54 頁。

レベル	権利帰属の可能性
弱人工知能	・プログラマー ・プロジェクト創案者 (企業)一法人 ・プログラム利用者
強人工知能	・プログラマー
	・プログラム利用者
超人工知能	・ビッグデータ保持者
	・プロジェクト創案者(企業)―法人

(表 2)

前述のごとく、弱人工知能の段階では、パズルや明 確なルールがあるゲームなど、人間が設定したルート に従い、特定の問題に対して解を提示することができ るが、AI 自身が人間と同じように自律的な思考や判 断することができない。従って、私見として、このレ ベルのAIが生成した結果物の権利はAIプログラマー 及びプログラム利用者, またはこの AI のプログラム を作るために、資金調達や技術などを提供する企業の 共同著作とすべきであると考える。AIプログラマー 単独での権利帰属は上述のごとく否定すべきと考える が AI プログラムが無ければ、AI 生成物も存在しえな いことを考えると、AI生成物に対し、何らかの権利 付与も考えるべきである。また、プログラム利用者に ついても、莫大な情報から取捨選択した情報のみを抽 出していることからも、AI 生成物に対し、何らかの 権利付与も考えるべきであろう。さらに、職務著作と 同様に、上述する企業にも権利付与は必要であろう。 この様の考えから、上述の様な私見を導いた。

一方、強人工知能と超人工知能による生成物は、弱人工知能の生成物と同列では考えられない。前述のごとく、強人工知能と超人工知能の段階では、AIが機械学習やディープ・ラーニングを通じて、自律的な学習することができ、人間に代わりに創作活動を行うと言われている。そこで、弱人工知能に比較して、AIそのものに権利を与える、AIが創作に関与していてもその AIを使用しているユーザーに与えるべきである、また関係者が共同著作者になるという考え方も浮上するが、AIが権利主体となると、AIの暴走により、AI生成物が、他人の権利を侵害してしまう場合の罰則の適用や、AIの所有する権利が他人から侵害された場合の救済が受けられないといった問題もあり、適当ではない。

そこで、まず、権利帰属の可能性があるものとして、

表2下段に示した。私見として、強人工知能と超人 工知能の段階における AI 生成物の権利帰属について、 権利帰属先として好ましい権利者は誰であるのか、以 下に検討する。

# ①プログラマー

人工知能はその作成にアルゴリズムに大きく依存し ており、人工知能によってアルゴリズムのモデルが異 なる。アルゴリズムは AI 作品の選択と配置を反映す る中心的な要素であり、プログラマーは AI 作品にオ リジナリティを与えることが考えられる。従って、プ ログラマーを著作者として認定すべきであるとの考え である。一方、プログラマーはプログラムの著作権を 取得すると同時に、AI生成物の著作権も付与するこ とができれば、開発者は二重の報酬を得ることになる という考え方もある(20)。このような意見に対し、私見 として, 第一に, 著作権の権利分配の核心は独創性の 寄与であり、二重報酬はプログラム設計者の著作者性 を否定するのに十分ではない、第二に、AI のプログ ラムと AI 著作物は異なる対象であり、異なる対象に 対して異なる権利を享受することは分配的正義の要件 に違反しない、さらには、AIのソフトウェア著作権 と AI 著作物の著作権は共に保護する必要があり、そ の範囲は限定されていない。両者の範囲や内容は同じ ではなく、前者はプログラムそのものを対象としてお り、比較的基本的なサブプログラムが多く、異なる AI 製品によって異なるシーンで同時に使用される可 能性があるため,AIプログラムの著作権を保護する 必要がある<sup>(21)</sup>。また、AI 作品は、データを組み合わ せて異なる演算能力を示すアルゴリズムの結果であり、 データは、アルゴリズム選択の配置の下で新たな市場 価値を有する新しいオブジェクトを形成している。 データは、アルゴリズムの選択の配置の下で、新たな 市場価値を有する新たな対象を形成しており、これも 保護が必要である。

この考えでは、確かに AI そのものを作成するプログラマーはできるだけ完全に自律し、人の手を介在しなくとも良質な作品を生成する AI を創作しているため、AI の発展は進む可能性がある。しかしながら、AI を使って、大量な作品を生成することができ、生成したものの著作権は全てプログラマーに帰属すると、ユーザーが著作権侵害を生じないように使用の回避を注意しなければならなくなり、むしろ、AI の発展阻

<sup>(20)</sup> 党璽, 王麗群《人工智能生成物的著作権帰属研究》,《浙江理工大学学報(社会科学版)》2021 年第 46 期, 第 713 ~ 720 頁。

<sup>(21)</sup> 張婷, 高海玲《人工智能生成物的著作権法規制探究》,《広東技術師范大学学報》2022年第4期,第92頁。

害を惹起しかねない。特に強人工知能と超人工知能の場合、完全自律型に近い AI ほどユーザーにとって権利確保が困難になり、将来 AI の発展がどうなるか判断できないが、少なくとも AI の発展方向に対して法律も改正する可能性が高いことを考えると単独でプログラマーに権利を付与するのは適当とは言いがたいのではないかと考える。

## ②プログラム利用者

人工知能は、段階によって使う人が異なる可能性がある。ここでいうプログラム利用者(以下、単にユーザーと称す)とは、弱人工知能段階のような特定の AI 作品に対して、AI 使用者は AI を使って特定の作品を生成する部分のことである。一方、強人工知能と超人工知能の段階では、ユーザーが存在しない場合もあるが、本稿ではそれを割愛し、ユーザーが存在する場合について検討する。

Burrow-Giles Lithographic Co. 対 Sarony 事件(22)で は、アメリカの裁判所は、当該写真には撮影者のアイ デア,レイアウト,シーンの選択などの独創性が含ま れているとして、カメラの製造者ではなく、カメラを 使って写真を撮影した者がその写真の著作権を有する と判断した。AIが生成した著作物の著作権がユーザー に帰属する場合にも、同様の状況が発生する。ユー ザーは、AI プログラムを起動し、適切なパラメータ を入力しなければ、AI がオリジナル作品を制作する ことはできなかったと主張することができる。また、 開発者は、同じように、AIの基本的なアルゴリズム の入力、事前設計、改良がなければ、AI は作品を作 ることができなかったと主張する。しかし、包丁の使 用者がその包丁で人を殺したからといって、包丁の製 造者が責任を負うことはないように、権利が開発者に 帰するとの主張はいささか無理があるように思われ る<sup>(23)</sup>。

そして、AIが生成した製品の権利がユーザーに帰属しない場合、ユーザーは金銭的な見返りがなければ、ユーザーは AIを使って新たな創作する意欲が低下になり、AI製品を使用しないようになる傾向がある。例えば、アップル社の携帯電話ユーザーが Siri の音声応答機能を使って面白くて斬新な動画を撮影し、それが多くの注目を集め、クリックされたとしても、アップル社のユーザーは Siri の音声応答機能を使って作成した動画に対して権利を有しているとはみなさ

れない。そうすると、製品が使われなくなったら、どうやって技術の進歩を語ればいいのであろうか。これは、著作物の創作と普及を奨励し、経済の発展と科学の進歩を促すという著作権法の精神に大きく反するものである。

繰り返しになるが、AIによる作品制作におけるユーザーの知的作業は、作品の主体性と創造性の両面において、ユーザーの思想または個性を反映するものである。従って、ユーザーへの著作権の付与は、ほぼ正当化されると考えられる。

ユーザーは、AI に特定の作品を生成する指示を与 えるだけではなく、生成のための具体的なラベルや条 件を設定する人物でもあるのである。ユーザーが著作 者となり得るかどうかは、ユーザーの上記行為が最終 的な著作物の創作に影響を及ぼす可能性があるかどう かによって決まるが、これは、AI製品の具体的技術、 行為者が創作のために行った具体的行為、行為者が著 作者であることの立証責任などによって個別的に判断 される必要がある。まず、ユーザーに対する単なる指 示行為には独創性がなく、他の条件がすべて同じであ れば、そのような指示をする者は著作物の内容に影響 を与えないので、単なる指示行為をもって著作物の創 作に参加したとは言えないと考えられる。次に、著作 物の創作に関わるラベルや条件を設定する行為につい ては、ユーザーがどのようにラベルや条件を設定し、 その設定が著作物の創作にどのような影響を与えたか を証明する必要がある。同じ AI の異なるユーザーが 同時に同じ作品の作者になることがよくあるため、 タ グや条件の選択にユーザーのオリジナリティが反映さ れている場合のみ、著作権を付与することができるよ うにしている。同じ AI を同じユーザーが同時に使っ て著作者になることが横行しないように、タグや条件 の選択にユーザーのオリジナリティが反映されている 場合にのみ著作者性を付与し、単なるアイデアやオリ ジナリティのない表現といえるようなタグや条件を設 定するだけのユーザーは著作物の作成に参加したとは みなされないようにすべきである。

従って、弱人工知能段階では、ユーザーの思想や個性的な介入が多いため、上記したように、私見では反対ではあるが、テンセントの事件での判旨にように、ユーザーに権利帰属を認めるといった考えかも方策とありえるであろう。しかしながら、強人工知能や超人

<sup>(22)</sup> Burrow-Giles Lithographic Co. v. Sarony,111 U.S.53 (1884)

<sup>(23)</sup> 何美婕《刍議高級弱人工智能生成作品的著作権帰属》,《互連网天地》2021年5月,第25頁。

工知能の場合には、ユーザーの思想や個性的な介入が 著しく弱くなり、機械学習やディープ・ラーニングに 通じて人間のような活動を行うため、弱人工知能段階 とは異なり、強人工知能や超人工知能段階では、ユー ザーは単なる参加者である可能性も高いと判断され、 従って、単独でユーザーに著作権を付与するのは妥当 性に欠けるであろう。

## ③ビッグデータ保持者

特に強人工知能または超人工知能の場合,ビッグデータ保持者は、データという技術的行為を現場のAIに直接伝える人ではなく、データを選定し、AIの利用を可能とさせる人物である。人間の知識とは異なり、AI自身はユーザーから与えられる知識ベースに依存しており、データが違えば異なる成果物を生み出すことができる。そのため、データの選択は、結果的には、その主観的な理由に関わらず、ビッグデータ保持者の選択と手配が反映されるものであり、創作素材としてのデータが著作物の最終的な表現に大きな影響を与えることから、「創作への参加」以上のものと認識すべきである。

例えば、ワンピースという漫画の1話から1070話まで、すべてAIに読ませ、最終話を作成した場合、その最終話は、ビッグデータを有するワンピースの原作者である尾田栄一郎氏となるという考え方である。このような関与度が高い場合には、ビッグデータ保持者はただの参加者ではなく、ビックデータがなければ、最終的な作品もなし、直接的な因果関係があるため、強人工知能や超人工知能段階で考えると、作品の権利帰属者になる可能性が極めて高い。かつ、その主体性をもつ高レベル人工知能である、強人工知能や超人工知能に対して、存在が希薄であるプログラマー及びユーザー自体の存在がない状態においては、ビッグデータが作品誕生の不可欠な要素となることから、ビッグデータ保持者は有力な権利帰属者と考える。

AIを作成するプロジェクト創案者とは、AIの研究開発に資金や技術支援を提供する自然人、法人、非法人を指す。一般的には、出資しているに過ぎず、著作物の創作に関与していないため、著作者になることができない。しかし、投資家は法律の規定または契約上の合意に基づいて著作権者となることができる。ハイテク製品の特徴は、研究開発費と投資リスクが高いこと、人工知能の開発敷居が高く、一般のプログラマーが自力で独立して完成させることは難しいため、AIプロジェクト創案者が参入することが当たり前になっ

ている。投資家は投資リターンの追求を基本に、AI やその製品の著作権者になることが強く求められている。また、投資家が著作権を享受することで、権利確立のためのコスト削減、取引プロセスの簡素化、著作物の流通の円滑化にもつながる。

現状では、AIで生成された著作物の権利帰属を現 行法に基づいて判断するのは最もシンプルで効果的か つ実現可能な方法と思われる。中国の著作権法 18条 は、自然人が法人又は非法人組織にかかる業務上の任 務を遂行するために創作した著作物は職務著作物であ ると規定している。同条は、「次に掲げる形態のいず れかの職務著作物について、著作者は氏名表示権を享 有する。著作権にかかるその他の権利は、法人又は非 法人組織が享有する。法人又は非法人組織は著作者に 奨励を与えることができる。(a)主として法人又は非法 人組織の物質上の技術的条件を利用して創作し、かつ、 法人又は非法人組織が責任を負う建築・工事設計図、 製品設計図、地図、見取り図、コンピュュータソフト ウェア等の職務著作物;(b)新聞社,雑誌社,通信社, ラジオ局、テレビ局のスタッフが創作した職務著作 物;(c)法人又は非法人組織が著作権を享有することを, 法律・行政法規が規定した、又は契約で取り決めた職 務著作物。」と規定している。

従って、AI が生成した著作物の権利は、AI プログ ラムを作るために、資金投資及び創案した企業に帰属 するとの考えは可能であり、AI 生成した作品を職務 著作物として、AI のレベルにかかわらず、単独で法 人に帰属すべきと考える。しかしながら、一般的には、 AI プロジェクト創案者は、強人工知能や超人工知能 のプログラム作成をプログラマーに依頼し, ビッグ データ保持者に著作物の利用許諾を得, プログラム利 用者により、AI生成物が創作されることになる。前 述のごとく、プロジェクト創案者である法人にのみに、 AI 生成物の権利帰属を認めるという考えも否定でき ない上、上述したようにビッグデータ所有者も権利帰 属者とすべき強い根拠もある。そこで、強人工知能や 超人工知能段階における AI 生成物の権利帰属は、 ビックデータ所有者をプロジェクト創案者に属するこ ととし、一個体として権利帰属を認める、またはプロ ジェクト創案者とビッグデータ所有者を共同著作権者 とすべきと考える。このような考え方も、権利の帰属 問題を解決するため、一つ有効な方法であろう。

この様に、上記詳細に検討したが、AIのレベルに よって権利帰属を決めるのは、十分可能であると考え る。プログラマーを権利帰属から除外した理由は上述 の通りであるが、プログラマーなしでは、AI生成物は創作できないし、新しいAIプログルラムを創作するインセンティブが喪失してしまう可能性はある。そこで、プログラマーもAIプロジェクト創案者の参加者として考慮する、または共同著作者とするというのも一案である。また、強人工知能または超人工知能の場合、ビックデータの応用はほぼ不可避であるため、ビックデータ保持者が単独の権利帰属者であるということも十分考えうる。プロジェクト創案者及び関係者をプロジェクト創案者に含め、権利帰属者とすれば、とする場合には、責任の帰属問題を単純化できるうえ、AI暴走時の責任の所在も明確になるため、もっとも適した考えではないかと考える。

また、近時の学説について、人工知能と知的創造の関係によれば、最終的に生成されるコンテンツ、すなわち知的成果に対するAIの貢献度がいくら高いと評価されたとしても、前述のごとく、AIが権利主体とすることは適切ではなく、私見としては、やはり、強人工知能または超人工知能レベルでは、「プロジェクト創案者」を権利主体と考えるのが妥当であると考える。さらに、述べると、「アルゴリズムによる創造」は操作者の創造的な意志を反映していることから、前述のごとく、AIプログラマー・AI利用者・ビッグデータ保持者などの関係者は共同で行う共同作業であるとみなすことができるため、やはり、権利帰属は、特に、「関係者を含めたプロジェクト創案者」とし、関係者を共同著作者とすべきと考える。

## 4 おわりに

人工知能技術の発達により、テンセント Dreamwriter のようなニュースロボットが自律的にニュース記事を作成し、シャオアイスが詩集を出版することができるになり、著作権法は必然的に AI 時代に突入し始めた。新たに改正された中国著作権法では、フェアユースの法的状況リストに一般条項を追加することで、テキストデータマイニングをフェアユースの範囲に含めるための十分なスペースが確保されている。そして、AI 生成物を著作物として認定された判例があって、AI 生成物の著作物性は、コンテンツそのものを起点とし、外面的形式と生成過程からコンテンツの独創性の有無及び「知的成果」であるか否かによって総合的に判断すべきとされた。

また、AI 自身は著作権主体になることは困難であり、 権利行使、義務履行、責任負担の能力もないため、 AI 生成物の著作物性と認定しても、権利帰属が最も 注目すべき問題になる。AI生成物の権利帰属に関する判断は、著作権法における「著作権は著作者に帰属する」という一般原則を堅持し、より多くの創作労働を貢献した者が著作者となり、創作労働の貢献を区別することが難しい場合は、著作権法の立法目的を十分に考慮し、より権利と責任を行使する能力のある者に著作権を付与すべきであると考えられる。本文は権利帰属について、AIのレベルを考慮して、いくつかの権利帰属可能な方案を論じ、現段階で、上述の指針にのっとり、権利主体として最良と考える提案を行ったが、それでも、いくつかの問題点が依然として残っているため、今後の課題として、さらに研究を継続したいと考えている。

人工知能技術の発展趨勢はとどまるところを知らず, 我々人類は、著作権法の歴史的軌跡に従い、新しい科 学技術に対して開放的かつ寛容な態度をとり、技術が もたらす挑戦に冷静に対処すべきである。もともと著 作権法は、文化の発展を目的に創設された法律であり、 文化産業の発達に促進することができるように、新た な法改正及び判例の蓄積を期待する。

尚,本論文の執筆にあたり,ご指導いただいた三村 淳一教授にお礼を申し上げます。